

PCT規則（19条補正、34条補正関連）改正に係る特許庁運用

特許庁は、「特許協力条約規則（PCT規則）の改正に係る日本国特許庁における運用について」を公表いたしました。

【概要】

- (1) PCT 19条補正、34条補正の際に提出する書簡に補正の根拠を表示しなければならない
- (2) 補正の根拠を表示しなかった場合には、国際予備審査期間は当該補正が行われなかったものとして国際予備審査報告を作成できる

詳細は[特許庁ホームページ](#)をご参照ください

【お問い合わせ】

ご質問等御座いましたら、北浜国際特許事務所までお問い合わせください。

TEL：06-6223-2256

メール：info@kitahamaip.com